

司法機関組織運営規則

第1節 総則

(目的)

第1条 この規則は、定款第41条第2項の規定に基づき、司法機関の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(司法機関)

第2条 本協会の諸規程（以下、単に「本規則等」という。）に対する違反行為に対する懲罰を決定するため、以下の司法機関を設置する。

- (1) 規律委員会
- (2) 裁定委員会
- (3) 不服申立委員会

第2節 規律委員会

(規律委員会)

第3条 規律委員会は、本規則等に対する違反行為のうち、競技及び競技会に関する違反行為、選手の登録、契約及び移籍等に関する諸規則に関する違反行為並びに仲介人に関する規則に関する違反行為について調査、審議し、懲罰を決定する。

(規律委員会の組織及び委員)

第4条 規律委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。

- 2 委員長は法律家（弁護士、検察官、裁判官、法律学の教授・准教授又はそれに準ずる者）でなければならぬ。
- 3 委員は、サッカーに関する経験と知識又は学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。
- 4 委員長及び委員は、評議員会の決議によって選任する。
- 5 委員長及び委員は、本協会の評議員、理事、監事、職員又は各種委員会、裁定委員会若しくは不服申立委員会の委員長若しくは委員を兼ねることができない。
- 6 委員長及び委員は非常勤とする。

(規律委員会の委員の任期)

第5条 規律委員会の委員長及び委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 増員又は前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(規律委員会の招集及び議長)

第6条 規律委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 規律委員会は、3名以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 規律委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第3節 裁定委員会

(裁定委員会)

第7条 裁定委員会は、本規則等に対する違反行為のうち、規律委員会が所管するもの及びドーピング禁止に関するものを除く違反行為（以下、「競技及び競技会に関するもの以外の違反行為」という。）について、調査、審議し、懲罰を決定する。

- 2 本規則等に対する違反行為のうち、ドーピング禁止に関する違反行為に対する懲罰については、日本アンチ・ドーピング規律パネルが決定する。

(裁定委員会の組織及び委員)

第8条 裁定委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。

- 2 委員長は法律家（弁護士、検察官、裁判官、法律学の教授・准教授又はそれに準ずる者）でなければなければならない。
- 3 委員は、サッカーに関する経験と知識又は学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。
- 4 委員長及び委員は、評議員会の決議によって選任する。
- 5 委員長及び委員は、本協会の評議員、理事、監事、職員又は各種委員会、規律委員会若しくは不服申立委員会の委員長若しくは委員を兼ねることができない。
- 6 委員長及び委員は非常勤とする。

（裁定委員会の委員の任期）

第9条 裁定委員会の委員長及び委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 増員又は前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

（裁定委員会の招集・議長）

第10条 裁定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 裁定委員会は、3名以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 裁定委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第4節 不服申立委員会

（不服申立委員会）

第11条 不服申立委員会は、本協会の規律委員会、裁定委員会又は都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟及びJリーグ（以下、「都道府県協会等」という。）の規律委員会、裁定委員会及びそれらに類する機関（以下、「都道府県協会等の司法機関」という。）において決定された懲罰に関して、当事者からの不服申立に基づき、これを再審議し、新たに決定を下す。

（不服申立委員会の組織及び委員）

第12条 不服申立委員会は、委員長、副委員長及び若干名の委員をもって構成する。

- 2 委員長及び副委員長は法律家（弁護士、検察官、裁判官、法律学の教授・准教授又はそれに準ずる者）でなければならない。
- 3 委員は、サッカーに関する経験と知識を有し、又は学識経験を有する者で、公正な判断をすることができるものとする。
- 4 委員長、副委員長及び委員は、評議員会の決議によって選任する。
- 5 委員長、副委員長及び委員は、本協会の評議員、理事、監事、職員又は各種委員会、規律委員会若しくは裁定委員会の委員長若しくは委員を兼ねることができない。
- 6 委員長、副委員長及び委員は非常勤とする。

（不服申立委員会の委員の任期）

第13条 不服申立委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 増員又は前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

（不服申立委員会の招集・議長）

第14条 不服申立委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 不服申立委員会は、3名以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 不服申立委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 5 不服申立委員会は、不服申立の理由がないことが明らかな不服申立について、委員長、副委員長及び委員の全員が書面又は電磁的記録によりその旨の同意の意思表示をした場合には、会議を開かずに書面にて

議決することができる。

第5節 司法機関に関するその他の事項

(決定の独立性)

第15条 本協会の司法機関は、本協会の役員、理事会、その他あらゆる個人及び団体からの干渉を受けることなしに、それから独立して、懲罰に関する決定を単独で行うことができる。

- 2 各司法機関は、その決定に関して相互に干渉してはならず、他の司法機関から影響を受けることなく単独でその決定を行うことができる。
- 3 各司法機関の間に管轄に関して争いのある事案が生じた場合、本協会の専務理事がこれを決定する。

(事務局)

第16条 司法機関の事務を処理させるため、各委員会に事務局を置く。

(理事会等への報告)

第16条の2 本協会の司法機関は、決定事項及びその理由について、理事会及び評議員会に報告することができる。

(裁定委員会に関する特別規定 (裁定委員会による和解あっせん))

第17条 裁定委員会は、第7条に定める所管事項に加え、『和解あっせんに関する規則』に従い、和解をあっせんすることができる。

第6節 懲罰

(懲罰権)

第18条 本協会の規律委員会及び裁定委員会は、基本規則第2条に定める加盟団体、加盟チーム及び選手等並びに仲介人に関する規則に定める仲介人に対し、懲罰規程及びこれに付随する諸規程に従い、懲罰を科すことができる。ただし、Jリーグにおける懲罰問題のうち、競技及び競技会に関するもの以外の違反行為については、Jリーグが懲罰権を有し、Jリーグ規約及びこれに付随する諸規定の定めるところにより懲罰を科すものとする。

- 2 違反行為が発生した時点において本協会に加盟している加盟団体、加盟チーム並びに登録している選手等及び仲介人については、その後本協会を脱退し、又は登録を抹消した場合においても、本協会の規律委員会及び裁定委員会は懲罰を科すことができる。

(懲罰権の委任)

第19条 本協会の規律委員会及び裁定委員会は、都道府県協会等の司法機関に対して、その所管する加盟団体、加盟チーム又は選手等に関する懲罰問題を本協会懲罰規程にしたがって処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任する。

- 2 都道府県協会等は、前項に従って懲罰問題を処理するため、司法機関を設置する。
- 3 都道府県協会等の司法機関は、決定した全ての懲罰を記録しなければならず、要請に応じてこれを本協会の規律委員会又は裁定委員会に報告しなければならない。
- 4 第1項にかかわらず、懲罰規程第3条第2項に該当する懲罰を科す場合には、Jリーグを除く都道府県協会等の司法機関には決定権はないものとし、懲罰案を本協会に通知し本協会の規律委員会又は裁定委員会が懲罰を決定・適用するものとする。

(不服申立委員会の権限)

第20条 本協会の不服申立委員会は、本協会の規律委員会又は裁定委員会、若しくは、都道府県協会等の司法機関により科された懲罰について、当該懲罰を科された当事者からの申立てに基づき、これを再審議し、新たに決定を下すものとする。なお、本規則第18条第2項は、不服申立委員会が科す懲罰にも適用されるものとする。

- 2 前項の懲罰のうち、懲罰規程第3条第3項に基づきJリーグにより科された懲罰については、不服申立委員会は、Jリーグ規約等に基づき、これを再審議し、新たに決定を下すものとする。
- 3 前2項の規定による不服申立委員会の決定は最終とする。
- 4 不服申立委員会による不服申立に関する事項は、本協会懲罰規程の定めるところによる。

第7節 附則

(改正)

第21条 本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

(施行)

第22条 本規則は、2017年4月13日から施行する。

[改正]

2018年12月13日

2020年1月16日（2020年1月30日施行）

2020年10月22日

2022年2月10日